

令和2年度 地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引き上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」旨が地方税法に明記されています。

この趣旨を踏まえて、令和2年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費について、下記のとおり明示します。

《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 4,740 千円

《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 13,780 千円

令和2年度当初予算における充当経費は下表のとおりです。

【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	4,148	0	64	0	0	1,753	2,331
	心身障害者医療等支援事業	4,953	1,920	990	0	0	1,673	370
	児童・生徒医療費給付事業	806	0	188	0	0	86	532
保健衛生	予防接種事業	1,697	37	0	0	0	337	1,323
	成人保健事業	2,176	0	0	0	0	891	1,285
合計		13,780	1,957	1,242	0	0	4,740	5,841